

堺市自治連合協議会 令和7年6月定例会

1. 依頼案件

(1) 堺大魚夜市開催に伴うポスターの掲示依頼について

【広報さかい7月号掲載予定】

(堺大魚夜市実行委員会)

堺の夏の風物詩「堺大魚夜市」及びNPO法人全日本ムエタイ連盟堺大魚夜市大会を令和7年7月26日（土）に大浜公園で開催する予定です。

つきましては、下記のとおりポスターをご掲示頂きますようお願い申し上げます。

なお、ポスターは現在制作中であり、完成次第、各校区代表者様または指定送付先まで郵送させていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

掲示希望期間：お届け日より7月26日（土）まで

問合せ・・・TEL228-7493 観光推進課

TEL233-5258 堺大魚夜市実行委員会事務局

(2) ①第27回参議院議員通常選挙に係る投票立会人及び会計年度任用職員（旧短期臨時職員）の推薦について

②第27回参議院議員通常選挙に係る公営個人演説会の開催に伴う学校施設等の使用について

(堺市選挙管理委員会)

① 第27回参議院議員通常選挙に係る投票立会人及び会計年度任用職員（旧短期臨時職員）の推薦について

第27回参議院議員通常選挙につきましては、令和7年7月20日に執行される予定です。

つきましては、投票事務を公正かつ円滑に執行するため、投票立会人及び会計年度任用職員をご推薦くださいますようお願いいたします。

② 第27回参議院議員通常選挙に係る公営個人演説会の開催に伴う学校施設等の使用について

公職選挙法 第161条第1項では、公職の候補者は、学校、公民館、地方公共団体が管理する公会堂及び市の選挙管理委員会が指定する施設を使用して、個人演説会を開催することができる旨規定しております。

令和7年7月20日に執行予定の第27回参議院議員通常選挙におきましても、選挙運動期間中の内、公示日の2日後から投票日前日までの間、学校等の公営施設を使用して公職の候補者が個人演説会を開催することが可能となっております。

公職の候補者は、個人演説会を学校等で開催する場合、各区の選挙管理委員会に申出を行うこととなっており、申出があった学校は、学校の授業、研究等の本来の行事に支障がない限り、使用の許可を行うこととなっております（公職選挙法施行令第116条・第117条）

学校施設につきましては、学校本来の行事に使用する以外に、学校施設開放等により種々の活動をされる地域の諸団体等に使用許可されることも多く、また相当以前から日程の調整をされているものと思われます。

一方、公職選挙法では、選挙運動に関して種々の制限が加えられているところですが、その中で公営施設における個人演説会等の開催は、公職の候補者等にとって有効な選挙運動のひとつとなっております。

こうしたことから、法令の趣旨をご理解の上、何卒、学校施設の個人演説会の開催についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel228-7875 堺市選挙管理委員会事務局

2. 事業説明案件

(1) 第75回「社会を明るくする運動」について

【広報さかい7月号掲載予定】

(堺市社会福祉協議会)

ご高承のとおり「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、7月1日から31日までの1か月間が強調月間となります。

堺市推進委員会では、下記のとおり第75回「社会を明るくする運動」堺市大会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

また、保護司会、更生保護女性会などの参加を得て各駅頭での啓発活動や、小・中学生による「第28回作文コンテスト」、各区域においての住民集会など「社会を明るくする運動」に関する行事を計画しております。本運動全般にわたり、何卒ご理解あるご協力を重ねてお願い申し上げます。

記

行事名 : 第75回「社会を明るくする運動」堺市大会

日時 : 令和7年7月1日(火) 午後1時30分～

場所 : 堺市総合福祉会館 6階 ホール

* 会場の駐車場は僅少ですので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel232-5420 堺市社会福祉協議会

(2) ①「堺市避難所運営マニュアル」及び「校区避難所運営マニュアル(ひな形)」の改正について

②令和7年度の主な防災訓練の実施日について

③風水害に係る重大な気象情報等の共有について

①【広報さかい7月号掲載予定】②【広報さかい10月号掲載】

(危機管理室)

①「堺市避難所運営マニュアル」及び「校区避難所運営マニュアル(ひな形)」の改正について

本市では大規模災害時に校区自主防災組織、行政職員、避難者等が協力して指定避難所を開設・運営するための資料として堺市避難所運営マニュアル及び校区避難所運営マニ

アル（ひな形）を策定しています。

この度、内閣府男女共同参画参画局や環境省の策定するガイドライン等を踏まえ、改正を行いますのでお知らせします。

【主な改正内容】

（１）男女共同参画の視点を踏まえた見直し

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を踏まえ、避難所生活において男女共同参画の意識を高め、安心して過ごすことができるよう、マニュアルを見直し、所要の改正を行いました。

具体例として、堺市独自の「避難所レイアウト例（体育館）」や避難所の各スペース等で掲示する「ピクトグラム」を作成し、避難所設営時の参考資料として、現場で実践的に活用できるようにしました。

（２）ペット同行避難・同伴避難の見直し

屋内の飼育スペースでの受入れ対象となるペットの種類を新たに定め、避難後は飼い主が協力する体制として「飼い主の会」の立ち上げを明記しました。

他の避難者との生活に配慮するため、屋内等の飼育スペースを避難所ごとに指定し、ブルーシート等を活用した設営や清掃・消毒作業等の役割を飼い主が飼育管理することとしました。

（３）要配慮者の避難場所の振り分けに係る運用の追加

要配慮者の避難場所の振り分けのため、避難者受付時に配慮が必要に事項に関するアンケート等の運用を明記しました。

また、白杖やアンブルボードの各区役所での備蓄に伴い、被災時の運用等を明記しました。

② 令和７年度の主な防災訓練の実施日について

令和７年度の主な防災訓練の実施日について下記のとおりお知らせします。なお、各訓練の詳細は、後日改めてお知らせします。

記

１．大阪 880 万人訓練

実施日：令和７年 11 月 5 日（水）

概 要：すべての府民が、地震・津波発生時に様々な媒体から情報を入手し、自ら命を守る行動に繋がるよう、大阪府・大阪市・堺市の共催で実施します。南海トラフ巨大地震を想定し、エリアメール／緊急速報メールの配信などを通じて、府内の皆さんに訓練として災害情報を伝達します。

備 考：（１）大阪 880 万人訓練は、例年 9 月の防災週間に合わせて実施していますが、今年度は大阪・関西万博の開催期間を勘案し、同実行委員会において 11 月 5 日（津波防災の日）に実施と決定されたため、「2. 令和 7 年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練」と同日実施となります。

（２）本訓練の実施をお知らせするポスターについて、SDGs（エスディーズ）推進の観点から、堺市ホームページ、SNS 等各種広報媒体をさらに活用することとし、今年度より配布を控えさせていただきます。

2. 令和7年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練

実施日：令和7年11月5日（水）

概要：今年度の訓練は、一昨年と同様国土交通省近畿地方整備局と堺市の共催で実施します。訓練内容は、昨年と同様、消防・警察・自衛隊による救出救護訓練や緊急物資輸送訓練などを予定しています。

備考：今年度は両訓練が同日実施となります。総合防災訓練は大阪880万人訓練の情報発信を合図に訓練を開始する予定です。

③ 風水害に係る重大な気象情報等の共有について

今年も出水期を迎えるにあたり、令和5年度に区別に整理した「風水害にかかる重大な気象情報等を校区代表の皆様へ共有する取組」について改めて周知させていただきます。

市民の皆様のお安全安心な生活を守るため、危機管理室と区役所等が連携し、災害対応にあたってまいりますので、引き続きご支援ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 情報共有のながれ

「風水害時情報共有の基本のながれ（概要）」をご参照ください。

2. その他

本取組は、気象台等が発表する情報や地域で発生した被害情報などを参考情報として校区代表の皆様へお伝えさせていただくものです。校区代表者様から地域の方々へさらに情報共有を行っていただくなどをお願いするものではありません。

問合先

危機管理室 山路	072-228-7605	西区役所 寺田	072-275-1901
堺区役所 辻尾	072-228-7403	南区役所 阿加井	072-290-1800
中区役所 山田	072-270-8181	北区役所 原田	072-258-6706
東区役所 近藤	072-287-8100	美原区役所 澤	072-363-9311

問合先・・・①TEL228-7605 防災課

②③TEL228-7605 危機管理課

(3) ①堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査及び

②堺市人権に関する市民意識調査の実施について

①【広報さかい7月号掲載予定】②【広報さかい8月号掲載予定】

(ダイバーシティ推進部)

① 堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査について

1. 実施目的 本調査を実施・分析を行い、課題等を把握することにより「男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく基本計画である「(仮称)第6期さかい男女共同参画プラン」の策定に向けた基本的な考え方の整理を目的とする。

2. 調査範囲 堺市内全域

3. 調査期間 令和7年7月上旬から下旬(約3週間)
4. 調査対象 満18歳以上の男女市民の中から無作為に抽出した4,000人
(区域別の人口比、性比により無作為で抽出)
5. 調査方法 郵送、インターネット回答の併用、無記名回答
6. 調査項目 (1) 男女の役割や地位に関する意識 (2) 家庭生活
(3) こどもの教育 (4) 介護 (5) 仕事
(6) 地域・生活全般 (7) 様々な暴力
(8) 配偶者や交際相手等からの暴力
(9) 防災対策
(10) 男女共同参画に関する言葉や施策

② 堺市人権に関する市民意識調査について

1. 実施目的 本調査は、「人権擁護宣言都市」にふさわしい人権が尊重されるまちづくりを推進するため、市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の人権教育・啓発施策の方向性を明らかにすることを目的に実施する。
2. 調査範囲 堺市内全域
3. 調査期間 令和7年8月上旬から下旬(約3週間)
4. 調査対象 満16歳以上の男女市民の中から無作為に抽出した4,000人
(区域別の人口比、性比により無作為で抽出)
5. 調査方法 郵送・インターネット回答の併用、無記名回答
6. 調査項目 (1) 人権に関する考え方 (2) 自分自身に関すること
(3) 同和問題(部落差別) (4) 女性の人権 (5) こどもの人権
(6) 障害者の人権 (7) 高齢者の人権
(8) 日本に住む外国にルーツのある人の人権 (9) 様々な人権
(10) ダイバーシティ (11) 人権問題の啓発活動
(12) あなた自身

問合せ・・・ダイバーシティ企画課

①堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査について

Tel228-7408(直通)

②堺市人権に関する市民意識調査について

Tel228-7159(直通)

(4) 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の改正について

【広報さかい5月号掲載】

(環境事業部)

家庭から排出される資源ごみ等の持ち去り行為を禁止する規定を加えるため、堺市廃棄

物の減量化及び適正処理に関する条例について、令和 7 年 7 月 1 日より下記のとおり施行する旨をご報告させていただきます。

記

1. 配付資料

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の改正について

2. お知らせしたい点

①条例改正により、家庭から排出される資源ごみ等の持ち去り行為を禁止する

※対象となる資源ごみ等：缶・びん、プラスチック製容器包装、ペットボトル
小型金属、粗大ごみ・不燃小物類

※禁止される行為は、堺市の収集のために排出された資源ごみ等を持ち去る行為に限られるため、集団回収等地域で回収することや、個々で譲り渡すこと、障害者作業所等に譲り渡すことは対象外

②条例改正を行為者へ周知等するため、令和 7 年 4 月より市内全域で資源持ち去り防止パトロールを職員及び委託業者で開始

③持ち去り行為を見かけた場合、直接注意することは避け、市へ情報提供をいただきたい

問合せ・・・Tel228-7429 環境業務課

(5) 令和 6 年度高齢者防火訪問の実施結果及び令和 7 年度高齢者防火訪問の実施について

【広報さかい 6 月号掲載（実施についてのみ）】

(消防局予防部)

前年度実施しました標記事業につきまして、格段のご高配を賜り、無事終了することができましたので、重ねて御礼申し上げます。当事業の実施結果は下記のとおりとなりましたので、ご参考までにご報告いたします。

また、消防局では、令和 7 年度におきましても、高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、下記のとおり防火訪問を実施いたします。

防火訪問では、設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進など、住宅での火災予防対策を働きかけてまいります。

記

1 堺市における令和 6 年度の実施結果について

(1) 訪問世帯数等

ア 訪問世帯数 25,542 世帯（うち、対象世帯数 22,176 世帯）

※ 対象世帯数とは、訪問した結果、同居・入院・転居・死亡・施設入所・その他を除いた世帯数。

イ 対象世帯数のうち、対面指導を実施した世帯数 7,305 世帯

(2) 主な指導事項について

住宅用火災警報器を設置すること など

(3) その他

対面指導ができなかった世帯につきましては、防火訪問カードにリーフレット等を添えて、ポスティングによる啓発を行いました。

2 令和7年度の実施予定について

(1) 対象

75歳以上の高齢者のみの世帯のうち、75歳、79歳、83歳、87歳、91歳、95歳及び99歳以上の高齢者が居住する世帯

(2) 実施予定期間

6月から翌年3月まで

※ 令和8年度以降も実施する予定です。

(3) 市民への周知

全世帯に配布される「広報さかい」6月号に、高齢者の防火訪問を行う旨の内容を記載し、周知しました。

問合せ・・・TEL238-6005 消防局 予防査察課

3. 事務局連絡

(1) 「自治会活動保険」及び「自治会施設賠償責任保険」について

令和7年7月1日に、昨年度と同内容で契約の更新を行います。

つきましては、自治会活動保険に関するパンフレットを7月、自治会施設賠償責任保険(※)に関するパンフレットは9月の役員会・定例会で配付いたしますのでよろしくお願いいたします。

※防犯灯・防犯カメラ・掲示板については、設置する土地等の所有者から許可(ex. 市が管理する道路上に設置する場合は道路占有許可等)を得る必要がありますので、ご注意ください。

(2) 令和6年度自治連合会等退任者感謝状について

例年どおり、退任者の感謝状・額縁等を、6月下旬(7月区定例会)までに校区代表者宅又は指定送付先に送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

問合せ・・・TEL228-7405 市民協働課